

令和7年9月3日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

| 番号 | 件名                     | 納入（履行）<br>場所 | 納期（履行期限） | 見積依頼書<br>公表日 | 見積書<br>提出期限      | 見積合わせの<br>日時     | 防衛省競争<br>参加資格 | 備考      |
|----|------------------------|--------------|----------|--------------|------------------|------------------|---------------|---------|
| 51 | 姫路（7）桑ノ木宿舎<br>他 消防設備点検 | 仕様書のとおり      | 仕様書のとおり  | 7.9.3        | 7.9.12<br>13時30分 | 7.9.12<br>13時30分 | なし            | 総品目総額決定 |

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） FAX：079-222-4006 メールアドレス：[ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

仕様書の内容に関する問い合わせ先：）姫路駐屯地業務隊 福本（内線379）

# 仕 様 書

- 1 件名  
姫路（7）桑ノ木宿舎他消防設備点検
- 2 役務期間  
契約締結日～令和8年3月31日（火）（実施時期：機器点検10月、総合点検2月）
- 3 場所  
兵庫県姫路市峰南町1-15（桑ノ木宿舎A棟）  
兵庫県姫路市峰南町1-18（桑ノ木宿舎B棟）  
兵庫県姫路市峰南町1-21（桑ノ木宿舎C棟）  
兵庫県姫路市広峰1-12（伊伝居宿舎A・B棟）  
兵庫県姫路市白国5-6-19（白国宿舎C棟）

## 4 役務概要

| 工種       |        | 項目                    | 数量   | 備考  |
|----------|--------|-----------------------|------|-----|
| 建築<br>保全 | 消防設備点検 | 粉末消火器10型機器点検・総合点検     | 86本  | 年2回 |
|          |        | 非常警報設備 警報ベル 機器点検・総合点検 | 8箇所  | 年2回 |
|          |        | 避難器具 避難梯子 機器点検・総合点検   | 12箇所 | 年2回 |

※細部別紙のとおり

## 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「姫路（7）桑ノ木宿舎他消防設備点検」に摘要する。
- (2) 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、消防法及び消防条例、次にあげる標準仕様書及び監督官の指示によるものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により確実に実施すること。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
- (3) 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (4) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- (5) 宿舎内での喫煙は、車内を除き禁止する。
- (6) 実施時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に役務を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (7) 宿舎からの電気・給水は使用しないものとする。
- (8) 請負業者は、役務実施に先立ち、監督官と協議にうえ役務工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
- (9) 役務に際し、所轄消防署への届出等が必要である場合については請負業者の責任において作成し、監督官へ報告の上提出すること。
- (10) 請負業者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。  
項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (11) 役務は請負業者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (12) 役務請負、着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本役務は、図面より現地の取合いを優先する。
- (13) 実施中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等危険防止のための措置を講ずるものとする。

|    |                   |       |
|----|-------------------|-------|
| 件名 | 姫路（7）桑ノ木宿舎他消防設備点検 |       |
| 種別 | 仕様書①              | 図番    |
|    | 姫路駐屯地業務隊厚生科       | 1 / 4 |

- (14) 本役務の提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。
- ア 内訳明細書（契約後速やかに）
  - イ 工程表（契約後速やかに）
  - ウ 現場代理人等通知書（契約後速やかに）
  - エ 現場代理人経歴書（契約後速やかに）
  - オ 下請負者通知書（契約後速やかに）
  - カ 打合せ簿（その都度）
  - キ 着手届（着手時）
  - ク 完成通知書（竣工時）
  - ケ 写真（竣工後速やかに）
  - コ 点検結果報告書（各点検後速やかに）
  - サ その他監督官が指示するもの
- (15) 本役務の完成検査は、役務完了後、検査官が仕様書に基づき検査を実施し合格をもって完了とする。その際、手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施し合格をもって完了とする。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

## 6 特記事項

- (1) 本役務は消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等に定める消防用設備の法定点検及びその結果について法令で定める項目をもって書面報告を行う。
- (2) 点検は、各設備に応じた消防設備士及び消防設備点検資格者が行うものとし、事前に資格証明書（写）を提出すること。
- (3) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (4) 点検の実施にあたっては、監督官と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。
- (5) 年2回の機器点検のうち1回と年1回の総合点検は、同時に行うものとする。
- (6) 請負業者は、必要に応じ事前に現地確認を実施し監督官の指示を受け円滑に役務を履行する。
- (7) 本点検に係る消耗品及び軽微な調整・修理にかかる費用は請負業者の負担とする。
- (8) 消防設備の種類別点検資格及び周期は、次のとおりとする。

| 種別   | 消防用設備等の種類   | 点検資格  |           | 点検周期 |      | 備考 |
|------|-------------|-------|-----------|------|------|----|
|      |             | 消防設備士 | 消防設備点検資格者 | 機器点検 | 総合点検 |    |
| 消火設備 | 消火器具 粉末消火器  | 第6類   | 第1種       | 6ヶ月  | 1年   |    |
| 警報設備 | 非常警報設備 非常ベル | 第4類   | 第2種       | 6ヶ月  | 1年   |    |
| 避難設備 | 避難器具 避難梯子   | 第5類   | 第2種       | 6ヶ月  | 1年   |    |

|             |                   |       |
|-------------|-------------------|-------|
| 件名          | 姫路（7）桑ノ木宿舍他消防設備点検 |       |
| 種別          | 仕様書①              | 図番    |
| 姫路駐屯地業務隊厚生科 |                   | 2 / 4 |

## 消 防 設 備 内 訳

陸上自衛隊姫路駐屯地省庁別宿舎

## ○桑の木宿舎A棟

| 設 備 等 | 数 量 等       | 備 考     |
|-------|-------------|---------|
| 消 火 器 | 12本 (粉末10型) | 各階階段に設置 |

## ○桑の木宿舎B棟

| 設 備 等 | 数 量 等       | 備 考     |
|-------|-------------|---------|
| 消 火 器 | 12本 (粉末10型) | 各階階段に設置 |

## ○桑の木宿舎C棟

| 設 備 等                | 数 量 等          | 備 考                  |
|----------------------|----------------|----------------------|
| 消 火 器                | 20本 (粉末10型)    | 各階階段に設置              |
| 避難はしご<br>(吊り下げ折り畳み式) | 4台 (204~504号室) | 南側バルコニー              |
| 非常ベル                 | 8セット           | ボタン (1・3階) ベル (2・4階) |

## ○伊伝居宿舎A棟

| 設 備 等 | 数 量 等       | 備 考     |
|-------|-------------|---------|
| 消 火 器 | 15本 (粉末10型) | 各階階段に設置 |

## ○伊伝居宿舎B棟

| 設 備 等 | 数 量 等       | 備 考     |
|-------|-------------|---------|
| 消 火 器 | 15本 (粉末10型) | 各階階段に設置 |

## ○白国宿舎C棟

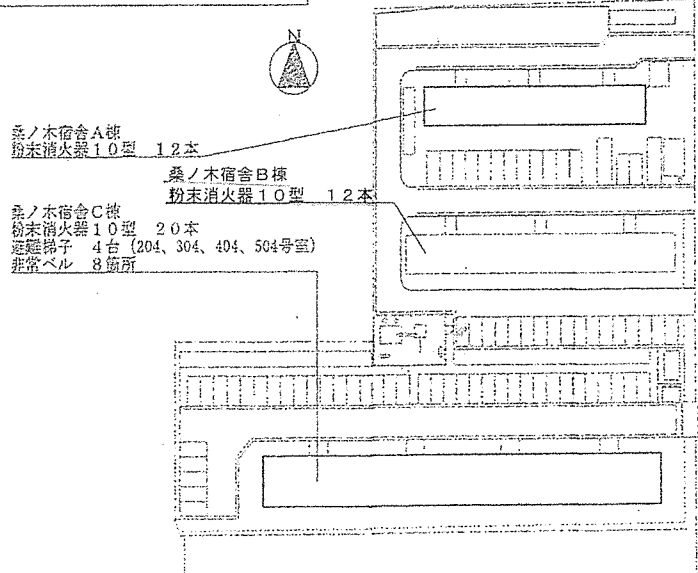
| 設 備 等                | 数 量 等        | 備 考     |
|----------------------|--------------|---------|
| 消 火 器                | 12本 (粉末10型)  | 各階階段に設置 |
| 避難はしご<br>(吊り下げ折り畳み式) | 8台 (2・3階各4台) | 南側バルコニー |

|             |                     |       |
|-------------|---------------------|-------|
| 件名          | 姫路 (7) 桑ノ木宿舎他消防設備点検 |       |
| 種別          | 仕様書①                | 図番    |
| 姫路駐屯地業務隊厚生科 |                     | 3 / 4 |

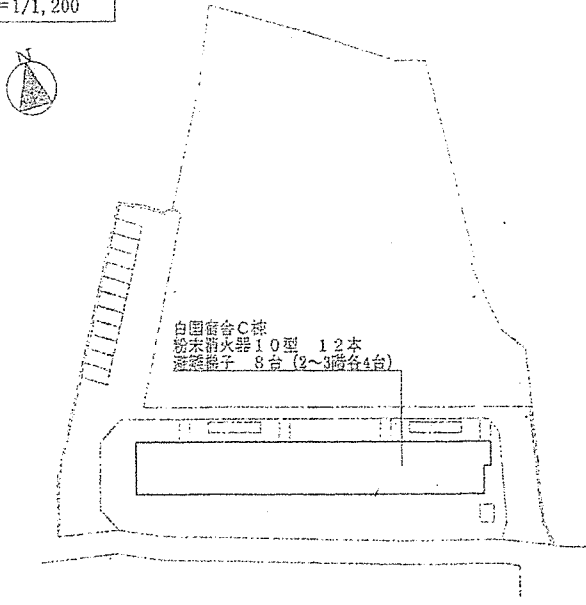
案内図 S=1/120,000



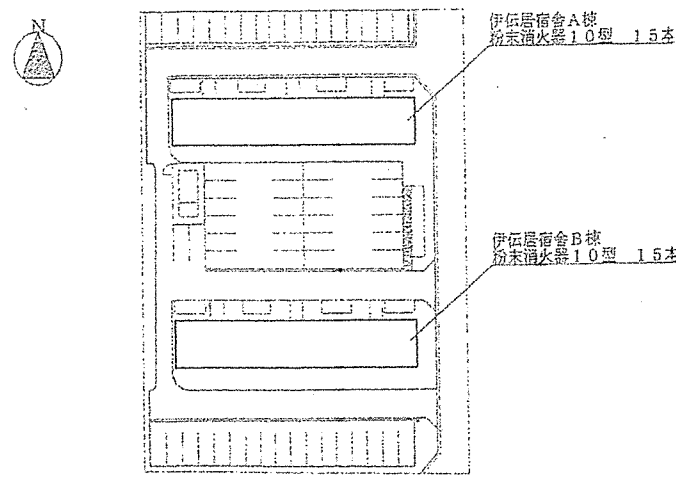
桑ノ木宿舎配置図 S=1/1,200



白国宿舎配置図 S=1/1,200



伊伝居宿舎配置図 S=1/1,000



|             |                    |     |
|-------------|--------------------|-----|
| 件名          | 姫路(7) 桑ノ木宿舎他消防設備点検 |     |
| 種別          | 仕様書①               | 図番  |
| 姫路駐屯地業務隊管理科 |                    | 4/4 |



